



電話・オンラインによる
無料 法律相談 のご案内

10/30
まで



日本司法支援センター

お問合せは
法テラス
サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374

(受付) 平日9時~21時 土曜9時~17時

「弁護士・司法書士も福祉の一部」です。
コロナによる減収の解決は、給付金・貸付金ではありません。

【養育費編】



コロナによる休業
一時無給状態に



シングルマザー
養育費もなく生活困窮

給付金・貸付金



一時的に生活できても
継続的な収入がないため、
結局後で生活困窮に
【問題の先送り】

養育費請求は権利です。
弁護士等の適時の介入により
・元夫に養育費を支払わせる
・任意に支払われない場合は
預金や給与を差し押さえる
ことができる場合があります。



法テラスの電話等
無料法律相談



弁護士等による法的対応
【問題の根本的解決へ】

ご利用方法は簡単です。

- ① 0570-078374 にお電話
- ② オペレーターに、法テラスの電話等無料相談の希望を伝える
- ③ 相談日時等を地方事務所で調整

- 無料相談ご利用には、収入・資産の条件があります。
- 相談担当者の調整のため、電話等無料法律相談の実施までお日にちをいただく場合があります。